

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2024年3月8日

【四半期会計期間】 第18期第1四半期(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)

【会社名】 トビラシステムズ株式会社

【英訳名】 Tobil a Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 明田 篤

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

【電話番号】 050 - 3612 - 2677(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部長 金町 憲優

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

【電話番号】 050 - 3612 - 2677(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部長 金町 憲優

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期累計期間	第18期 第1四半期累計期間	第17期
会計期間	自 2022年11月1日 至 2023年1月31日	自 2023年11月1日 至 2024年1月31日	自 2022年11月1日 至 2023年10月31日
売上高 (千円)	487,823	567,882	2,061,211
経常利益 (千円)	181,831	201,894	679,248
四半期(当期)純利益金額 (千円)	120,538	155,184	517,733
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	2,015	1,356	7,716
資本金 (千円)	331,917	332,358	332,358
発行済株式総数 (株)	10,623,600	10,629,600	10,629,600
純資産額 (千円)	1,719,761	1,927,713	2,136,837
総資産額 (千円)	2,906,821	3,452,691	3,646,902
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	11.45	14.86	49.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	11.37	14.76	48.75
1株当たり配当額 (円)	-	-	17.00
自己資本比率 (%)	59.2	55.8	58.6

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社は「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトピラになる」を企業理念として掲げ、この企業理念に基づき、「誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現すること」を事業方針の軸としております。当社事業は、電話を活用した振り込め詐欺に代表される特殊詐欺や、スマートフォンやショートメッセージサービス（SMS）を悪用したフィッシング詐欺などの抑止に効果的な迷惑情報フィルタ事業です。迷惑情報フィルタ事業は、モバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及びビジネスフォン向けフィルタサービスを展開しております。

モバイル向けフィルタサービスでは、一部通信キャリアとの契約において価格条件を引き上げて更改いたしました。また、迷惑広告コンテンツをブロックするアプリ「280blocker」の認知拡大に努め、販売促進を行いました。固定電話向けフィルタサービスでは、ケーブルプラス電話における当社サービスの販売が順調に推移いたしました。ビジネスフォン向けフィルタ事業では、オフィス電話に必要な便利機能を搭載したビジネスフォン向け製品「トピラフォンBiz」の販売やクラウド型ビジネスフォンサービス「トピラフォン Cloud」の販売が順調に推移いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は567,882千円(前年同期比16.4%増)、営業利益は202,448千円(前年同期比11.2%増)、経常利益は201,894千円(前年同期比11.0%増)、四半期純利益は155,184千円(前年同期比28.7%増)となりました。

なお、当第1四半期会計期間より、「迷惑情報フィルタ事業」の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の状況

(総資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は3,452,691千円となり、前事業年度末に比べ194,210千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が205,836千円減少したこと、無形固定資産が24,035千円減少したこと及び投資その他の資産が19,692千円減少したことに対し、受取手形、売掛金及び契約資産が53,938千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は1,524,978千円となり、前事業年度末に比べ14,914千円増加いたしました。これは主に契約負債が156,281千円増加したことに対し、買掛金が15,290千円減少したこと、未払法人税等が84,832千円減少したこと及びその他の流動負債が48,158千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,927,713千円となり、前事業年度末に比べ209,124千円減少いたしました。これは主に、四半期純利益を155,184千円計上したことに対し、配当金の支払いにより利益剰余金が179,490千円減少したこと及び自己株式が190,196千円増加したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は8,043千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,629,600	10,629,600	東京証券取引所 (スタンダード市場)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	10,629,600	10,629,600		

(注) 提出日現在発行数には、2024年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年11月1日～ 2024年1月31日	-	10,629,600	-	332,358	-	296,658

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 71,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,549,700	105,497	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,600	-	-
発行済株式総数	10,629,600	-	-
総株主の議決権	-	105,497	-

(注)「単元未満株式」には、自己株式が50株含まれております。

【自己株式等】

2023年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トピラシステムズ株式会社	愛知県名古屋市中区錦 二丁目5番12号	71,300		71,300	0.67
計	-	71,300		71,300	0.67

(注)当社は、単元未満自己株式50株を保有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年11月1日から2024年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2023年11月1日から2024年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,404,607	2,198,770
受取手形、売掛金及び契約資産	247,980	301,918
電子記録債権	6,614	5,471
商品及び製品	95,825	101,777
仕掛品	62	-
原材料及び貯蔵品	2,782	2,368
その他	58,405	65,210
貸倒引当金	268	262
流動資産合計	2,816,009	2,675,255
固定資産		
有形固定資産	103,808	94,078
無形固定資産		
のれん	192,222	175,746
ソフトウェア	193,077	193,858
その他	19,732	11,390
無形固定資産合計	405,032	380,996
投資その他の資産	322,053	302,361
固定資産合計	830,893	777,435
資産合計	3,646,902	3,452,691
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,290	-
未払法人税等	156,112	71,280
契約負債	905,258	1,061,539
賞与引当金	-	19,424
その他	237,693	189,534
流動負債合計	1,314,354	1,341,778
固定負債		
長期借入金	195,710	183,200
固定負債合計	195,710	183,200
負債合計	1,510,064	1,524,978
純資産の部		
株主資本		
資本金	332,358	332,358
資本剰余金		
資本準備金	296,658	296,658
その他資本剰余金	-	5,376
資本剰余金合計	296,658	302,035
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,607,593	1,583,288
利益剰余金合計	1,607,593	1,583,288
自己株式	99,772	289,968
株主資本合計	2,136,837	1,927,713
純資産合計	2,136,837	1,927,713
負債純資産合計	3,646,902	3,452,691

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年11月1日 至2023年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自2023年11月1日 至2024年1月31日)
売上高	487,823	567,882
売上原価	138,628	163,800
売上総利益	349,194	404,081
販売費及び一般管理費	167,087	201,632
営業利益	182,106	202,448
営業外収益		
サービス解約収入	21	10
助成金収入	9	-
その他	5	1
営業外収益合計	35	11
営業外費用		
支払利息	253	209
株式交付費	57	-
株式報酬費用消滅損	-	181
支払手数料	-	171
その他	-	3
営業外費用合計	310	565
経常利益	181,831	201,894
特別利益		
投資有価証券売却益	-	29,999
特別利益合計	-	29,999
税引前四半期純利益	181,831	231,894
法人税、住民税及び事業税	63,047	66,774
法人税等調整額	1,753	9,934
法人税等合計	61,293	76,709
四半期純利益	120,538	155,184

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)
減価償却費	23,993千円	28,443千円
のれん償却額	16,476千円	16,476千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月9日 取締役会	普通株式	111,569	10.60	2022年10月31日	2023年1月12日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年12月8日 取締役会	普通株式	179,490	17.00	2023年10月31日	2024年1月9日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2023年12月8日開催の取締役会決議に基づき、自己株式200,000株の取得を行っております。また、2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき取締役に対して無償付与した譲渡制限付株式のうち、取締役1名の退任に伴い権利が失効することとなった1,500株を無償取得しております。

この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が190,196千円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が289,968千円となっております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年1月31日)
関連会社に対する投資の金額	139,654千円	139,654千円
持分法を適用した場合の 投資の金額	146,945 〃	148,279 〃
	前第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)
持分法を適用した場合の 投資利益の金額	2,015千円	1,356千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)

「当第1四半期累計期間(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりであります。

・当第1四半期累計期間(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)

当社は「迷惑情報フィルタ事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社は従来、「迷惑情報フィルタ事業」を報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれないホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業を「その他」に区分しておりましたが、当第1四半期会計期間より「迷惑情報フィルタ事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、前事業年度においてホームページ制作運営支援事業を事業譲渡したこと及び受託開発事業について量的な重要性が低下したことにより「その他」の重要性が乏しくなったこと、また、当社の事業展開、経営資源配分、経営管理体制の実態などの観点から、「迷惑情報フィルタ事業」を一体的な事業と捉えることが合理的であると判断したことによるものであります。

この変更により、前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)
売上高		
ストック収益(注)1	423,450	476,901
フロー収益(注)2	64,372	90,980
顧客との契約から生じる収益	487,823	567,882
外部顧客への売上高	487,823	567,882

- (注) 1. ストック収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であります。
2. フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であります。
3. 報告セグメントに含まれない「その他」の区分の重要性が乏しくなったことから、当第1四半期会計期間より「迷惑情報フィルタ事業」の単一セグメントに変更しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	11円45銭	14円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	120,538	155,184
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	120,538	155,184
普通株式の期中平均株式数(株)	10,525,450	10,444,873
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円37銭	14円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	74,224	67,867
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式付与としての自己株式の処分)

当社は、2024年1月23日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の処分を行うことを決議し、2024年2月22日に払込が完了いたしました。

1. 処分の概要（変更箇所には下線を付して表示しております。）

	決議内容	処分実績
(1) 処分期日	2024年2月22日	2024年2月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>60,100株</u>	当社普通株式 <u>58,100株</u>
(3) 処分価額	1株につき895円	1株につき895円
(4) 処分価額の総額	<u>53,789,500円</u>	<u>51,999,500円</u>
(5) 割当先	当社取締役 3名 3,000株 当社執行役員 4名 4,000株 当社従業員 <u>38名 53,100株</u>	当社取締役 3名 3,000株 当社執行役員 4名 4,000株 当社従業員 <u>37名 51,100株</u>
(6) その他	本処分につき、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。	

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年12月10日開催の取締役会において、当社の従業員「以下「対象従業員」といいます。）に対して、また、2022年12月21日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下「対象従業員」に含めます。）に対して、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

本制度に基づき、対象取締役は、職務執行の対価として、金銭等の給付を要せず無償で、本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けており、また、対象従業員は、当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式を引き受けております。

3. 処分株式数の変更の理由

割当予定先及び処分予定株式数と実績との差は、自己株式の処分を決定した時点において割当予定であった者のうち、割当時点で割当対象者の要件を充足しなくなった者1名が失権したことによるものであります。

2 【その他】

2023年12月8日開催の取締役会において、2023年10月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	179,490千円
1株当たりの金額	17円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2024年1月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年3月8日

トピラシステムズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐伯 洋介

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 啓太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトピラシステムズ株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（2023年11月1日から2024年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年11月1日から2024年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、トピラシステムズ株式会社の2024年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。